

## 小郡市長出前トーク実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、小郡市長出前トーク（以下「出前トーク」という。）の実施に関し必要な事項を定めるとともに、市長が市民等の集まりに出向き、市政に関する意見交換を行うことにより、市政に関する相互理解を深め、市民と行政によるまちづくりを進めることを目的とする。

### (対象者)

第2条 出前トークに参加することができるものは、原則として市内に在住、在勤又は在学する者を含むおおむね10名以上の団体とする。

### (実施方法)

第3条 出前トークは、第5条の規定により申込みがあった場合で、かつ、その申込みに対し、第6条の規定により市長が実施することを決定した場合に、市長が市民の身近な場所に直接出向いて実施する。

2 出前トークは、原則として年末年始の閉庁日を除く午前9時から午後9時までの間に、1回当たりおおむね90分を限度に実施する。

3 同一団体に対する出前トークの実施は、小郡市長車座トーク実施要綱（平成30年小郡市告示第号）に規定する車座トークと合わせ、同一年度2回までとする。

4 出前トークは、食事を伴わない形式で行うものとする。

5 出前トークの実施に当たっては、その内容により担当課と調整するものとする。

### (実施場所)

第4条 出前トークは、市内での実施に限るものとし、会場等の手配、準備及び参加者への周知は申請団体が行うものとする。

### (申込方法)

第5条 出前トークの実施を希望する団体の代表者は、実施希望日のおおむね7日前までに小郡市長出前トーク実施申込書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

### (決定及び通知)

第6条 市長は、前条の規定による申込みがあったときは、速やかに実施の可否を決定し、小郡市長出前トーク実施・不実施決定通知書（様式第2号）により申込者に通知するものとする。

2 市長は、出前トークの実施に当たり、必要があると認めるときは、前項の規定による実施決定に条件を付すことができる。

### (実施の制限)

第7条 市長は、出前トークの内容が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、出前トークを実施しないものとする。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれのあるもの
- (2) 政治活動、宗教活動又は営利活動を目的とするおそれのあるもの
- (3) 批判、苦情処理、個別陳情等を目的としたものと認められるもの

- (4) その他出前トークの実施目的に反するおそれのあるもの  
(実施の取消し等)

第8条 市長は、申込者が次の各号のいずれかに該当するときは、出前トークの実施決定を取り消し、又は出前トークを中止することができるものとする。

- (1) この要綱に違反したとき  
(2) 実施決定の内容や条件に違反したとき  
(3) 緊急やむを得ない事態が発生したとき  
(4) その他市長が必要と認めるとき  
(庶務)

第9条 出前トークに関する庶務は、経営政策部経営戦略課において行う。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この告示は、平成30年7月1日から施行する。

#### 附 則

この告示は、令和3年3月25日から施行する。